

名古屋港管理組合公報

令和6年7月12日
(金曜日)
第111号

目次

○港湾施設の使用停止	1
○措置通知の公表	2

告 示

名古屋港管理組合告示第29号

次の港湾施設は、令和6年7月16日から当分の間、使用を停止する。
令和6年7月12日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭A荷さばき地 (昭和A)	2 ^級	40号岸壁隣接	1,444 ^{平方メートル}	区画1
昭和ふ頭C荷さばき地 (昭和C)	2 ^級	41号岸壁隣接	1,099 ^{平方メートル}	区画1

監 査 公 表

監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定及び名古屋港管理組合監査委員監査基準によりその内容を公表する。

令和6年7月12日

名古屋港管理組合監査委員 北 野 よしはる
同 小 林 史 郎
同 前 田 貢

令和6年 監査公表第1号分

監 査 結 果	措 置
指摘事項 在勤地出張旅費の過支給があった。庶務事務システムによる申請が適正に行われるよう周知徹底されたい。 該当箇所 総務部、港営部、建設部	指摘事項 総務部 過支給については、令和6年2月7日に歳入及び戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に関係規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底する。 港営部 過支給については、令和6年2月6日、令和6年2月7日及び令和6年2月8日に戻入及び歳入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規定等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。 建設部 過支給については、令和6年2月8日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、旅行命令申請を都度確認し、適正額を支給することとする。

令和6年 監査公表第2号分

(名古屋港利用促進協議会)

監 査 結 果	措 置
1 名古屋港利用促進協議会分 注意事項 名古屋港利用促進協議会の会計処理について(内規)によると、予算整理簿を備えなければならないと規定されている。予算と実績との差異を比較し、今後の事業活動に活用していくため、規定どおり予算整理簿を備えるよう努められたい。	1 名古屋港利用促進協議会分 注意事項 内規に定められているとおり予算整理簿を作成し、今後の事業活動に活用していく。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合